

## 「史料紹介」「黒部覚書」(徳島県立図書館蔵「呉郷文庫」本)

須藤 茂樹

「専門研究Ⅰ」  
令和二年度受講生

四国大学文学部日本文学科「専門研究Ⅰ」(須藤茂樹ゼミ)では、令和二年度は・徳島県立図書館所蔵「呉郷文庫」本の内「黒部覚書」の解説をおこなった。本稿はその成果である。受講生は三年生の上田航平・大浦寧々・川口桃花・工藤史奈・小部さくら・近藤春菜・杉本亜希・樋口星來の八名で、本学大学院文学研究科日本文学・書道文化専攻の山口幸歩が参加した。本稿を成すにあたって、取りまとめを近藤が、確認を山口と須藤がおこなった。

「黒部覚書」は、徳島藩士黒部家(数家ある)の覚書という標題がついているものの、内容は黒部家の系譜ではなく、覚書とあるように興味ある事項を書き留めたものと思われる。前半は慶長十九年(一六一四)の大坂冬の陣における蜂須賀家の動向(塙団右衛門夜討・森甚太夫等の活躍・岩田七左衛門の戦死など)を記したもので、この前半部分は『阿波国徴古雑抄』五四〇頁に「黒部太郎左衛門覚書」として収録されている。黒部太郎左衛門は、『徳島藩士譜』上巻によれば、「黒部太郎右衛門景元」「黒部太郎左衛門安経」を見出すことができる。「稲田家譜」(徳島県立図書館本「呉郷文庫」本)にも同様の記述が見られ、同家譜を参考にして記している可能性が指摘できる。後半は、法令を集めたもので、大半は徳島藩で出され

たものと推察されるが、なかには職務の参考とするためか、江戸で出されたものも多く記されている。巻末には、「右ハ廣岡五右衛門留書ノ写也」と記しているが、『徳島藩士譜』下巻よれば、「広岡五左衛門」が二名確認できる。広岡五左衛門由親は、寛保元年(一七四一)十二月に相続しており、高は一五〇石で、加増高五〇石、江戸御奏者役、本メ加判、芝御屋敷御留守居役を務めて、天明元年(一七八一)八月に亡くなっている。江戸での勤務歴があることが注視される。「武士の社会史」ともいえる史料が多く含まれ興味深い。

なお、「呉郷文庫」本は写本であるため、誤字脱字が多々あり、また文章の通じない箇所もあるが、そのままとして断りをお断りする。

(表紙)

黒部覚書 全

(中表紙)

(呉郷文庫印)

黒部覚書

(一丁目表)

黒部覚書

勝浦郡 多田昌正氏所藏

黒部太郎左衛門覚書

大阪御陣之刻、至鎮公御陣処へ、極月十六日ノ夜、大野主馬手ヨリ塙彈右衛門ヲ大将トシテ夜討ニ来、其節、稲田修理殿御父子之働之儀、予実父右御両所へ御尋申候へ共、九郎兵衛殿ニハ、終ニ御語不被成候、強テ御尋申候へハ、外ノ事ニ御言紛カシニテ候、修理

(一丁目裏)

殿ニハ機嫌ヨキ時分御語成候、其御物

語ハケ様ニテ候ト、予若年ノ時分申聞候ヲ存出、左ニ記之、

夜討塙彈右衛門、米田監物頭分ノ者ハ、

余多参リ候へ共、彈右衛門ハ小キ札ニ

夜討ノ大将塙彈右衛門ト書付、御陣中

へ蒔捨候ニ付、其夜ヨリ是ヲ大将ト孰

モ存候由、大坂之砌、諸役人誰々ト有之

儀不相聞候、稲田宗心老・林道感老兩人、

軍奉行稲田丹波宗心ノ弟、御側ニ御着、

(二丁目表)

直御再拜、御預被成候由承候、

極月十六日ノ夜ハ、空曇隴ニテ有之候、夜

二入、中村右近殿ヨリ修理殿へ使ヲ以、少

得御意度儀有之候条、御出被下候様ニト

申来候ニ付、国許ヨリ餅差越給居申候、此

方へ御出可被成候、小屋ノ軒下ニ近道候

条、御越候へト返事ニ申遣候へハ、追付被

参、誠軒下ノ近道不存候ト被申、イロリニ

向火ニ當リ、餅ヲ炙リ、互ニ給候而致物語、

其内ニ右近殿ハ、革具足ヲ着被申候、ケサ

(二丁目裏)

シノ革メクレ申ヲ、コヨリヲシテトチ付被

申候、是ハ伯樂測ヲ森甚五兵衛・森甚太夫、小

舟ニテ押渡候ニ、右近殿モ乗セ候へト御呼

カケ候へトモ、乗セ不申ニ付、立腹候テ、川ノ

中へ飛入被申剋、濡レ申候トメクレ申候、

着替無之儀ハ有間敷候ニ、其俣着被仕候テ、

ケサシノ繕被仕候ハ、革具足、身輕ク候トノ

儀ニヤ可尋ト存候へ共、少遠慮ニモ存ニ付

無其儀候、右近殿被申候ハ、国元ヨリツカウ

若狭殿ノ事也カ参度ト度々申越候、殿へ御申上給

(三丁目表)

リ候へト被申ニ付、若キ人ノ無余義事ニテ

候、明日直ニ御申上候ハ、被召寄候ト申候

へハ、左候ハ、其刻貴殿ニモ御執成、御挨拶  
頼存候由被申、互ニ明日ト暇乞シテ被帰、我  
等ハ甲ヲ枕元ニ置、寝コロビ申所へ、父宗心  
被參候ニ付、替義無之哉ト申候、今夜道感両  
人乗廻リ見及候、道感被申候ハ、我ハ老人、貴  
殿ハ若役<sup>二</sup>宗心<sup>三</sup>乗廻リ見届給リ候へト

被申ニ付、見申候処ニ、橋々焼落シ申候へ共、  
内本町ノ橋一ツ残シ候、松平宮内殿ノ手へ

(三丁目裏)

カ此方へカ夜討ノ心懸カト存候、但穢多崎  
ノ意趣候へハ、此方へ夜討入可申カ油断仕  
間敷ト語捨、本陣へ出候、偕我等モ寝入候へ  
ハ、ドコトナク騒シク成候ニ付、スハヤ夜討  
ト心得候テ罷出、伴九郎兵衛<sup>十五</sup>、次ノ間ニ  
臥シ居申候ヲ起シ申、暇無之ニ付、荒ク踏起  
シ罷出候、一町許參リ、九郎兵衛罷出候ヤト、  
心元ナク振返リ見申シ候へハ、金ノ半月ノ立  
物見へ申ニ付、偕ハ出候ト安堵致シ候、其夜、  
九郎兵衛手ニ合候儀、働場所違ニテ不存、後

(四丁目表)

ニ承候、偕ニ、三町參候へハ、中村右近、中村右  
近ト申声シテ、槍合候音相聞へ申ニ付、右近  
出合候ト存、足早ニ罷越候、前夜ニ誰ヤラン  
馬ヲ取放候テ、夜討ト躁キ候ユへ、又今夜モ  
驚ニテ可有ト存ヲモへ、関ヲ作ナ中村右近

名乗々々出候、家来ハ不統、右近ト名乗申ヲ  
能敵ト存候ヤ、敵モ突懸ル、木村嘉右衛門・伴  
彦太夫兩人ヲ突伏申由、其内右近ト名乗ル  
声止、槍ノ音モ不仕ニ付、サシウツムキ見申  
候へハ、飯ナトノ上ニ蠅ナト集リ候様ニ、大

(四丁目裏)

勢カタマリ申ニ付、偕ハ右近討死仕首ヲ奪  
申候ヤト存懸行、稲田修理ト名乗、槍ヲ突込  
候へハ、集タル人ハツトチリテ此方へ向、槍ヲ合  
申候、其敵ハ田村林蔵院・木村喜左衛門・伴彦  
太夫・田村市郎兵衛・畑角太夫・牧野・牛尾・太田  
屋右馬助杯申者ニ候由、其内田村林蔵院、槍長柄  
ニテ我等手許へ參リ致難義致候処、家来統  
来刀ヲ以、切佛々々仕ニ付クツロキニ成候、  
人数統来候ト存候ヤ、敵ノ者共槍ヲ持、跡退  
リニ引取申候、右近ハ如何ヤト走ヨリ見レ

(五丁目表)

ハ、首ハトラレス、右近家来共来リシマ、右  
近ハ手被負シヲ引カケ、小屋へ帰レト云捨  
慕行申候へハ、口四、五尺ノ堀切有之飛越カ  
タク廻リ候へハ、遠ク候ニ付我等名乗候テ、  
槍ヲ投突ニ致シ候、手答イタシ候敵ヨリモ、  
田村林蔵院ト名乗候テ、槍ヲ投突ニイタシ  
候、我等左ノ片股ニ当リ候テ、取候トテ、左ノ  
手ノ内ヲ少シ疵付候、此血槍ノ柄杯ニ染、我

等手ヲ負申ト人々申候テ、耻カシリ候、サシ  
テノ手ニテモ無之候、其内敵ハ同勢ノ中へ

(五丁目裏)

引取ニ付、引返し申候処ニ、右手ノ方遙隔武  
者ニ騎居申ニ付、山カ々々ト申候、其夜ノ合  
詞山カサ  
イサイト答申ニ付近寄見レハ、一人ハ倉知  
兵庫弓ノ一人ハ稲田興太郎丹波守  
後監物ニテ候、  
我等申候ハ向ニ黒之テ見ヘ候カ、敵ニテ有  
之候、御射懸候ヘト申候ヘハ、心得候トテ兵  
庫ハ刀ヲ拔テ矢驗ヲ書、矢声ヲ懸テ二箭射  
申候テ、与太郎力肩ヲタ、キ、以後ノ證人ニ  
立被申候ヘト云リ、其夜謀ニ乱入テ後、小屋  
ニ火ヲカケ、浅野但馬守ウラキリト申約有

(六丁目表)

シカトモ、其期ニテ存出ス者ナシト云々、  
一 翌日城方ヨリ、夜前夜討ニ来リ候面々、口  
ヲ合セニ罷越候、喜左衛門ハ我等投突ノ  
槍胸板ニアタリ痛候テ不参候、七日目ニ  
死ス、

一 追而 將軍様へ御書付御差上ノ剋、倉知  
兵庫ニ弓射候義、申出候ヘト申聞候へ共、  
夜中ノ射捨何ノ益ニ立可申ヤト、曾テ同  
心不仕候書付相加ヘ候ハバ 御感状出  
可申候、与太郎儀モ依之名出不申候、

(六丁目裏)

一 岩田七左衛門ハ、我等逢候由人申候へ共、  
道違候ヤ、前後ニ成候ヤ、逢不申候、  
私ニ曰、岩田氏ハ、敵ノ同勢引去候ヲ、味  
方ト心得、跡ヨリヲクレシト行申処ニ、  
敵木戸口へ、引掛リ申ニ付、偕ハ付入ト、  
心得候処、悉城へ入、木戸口ヲ立候故、偕  
ハ敵ト存候ニ付、大声ヲ揚、蜂須賀阿波  
守内、岩田七左衛門ト大音ニ名乗申ニ  
付、城方ノ者トモ、大功ノ者ト驚申由、城方  
ニモ、岩田七左衛門ト申者有之、其夜罷

(七丁目表)

候、狸々緋羽織ヲ着仕ニ付、味方ト存罷  
過候、此段、岩田氏、武運強故ト沙汰仕候  
由、又穢多崎へ別手、森甚五兵衛・森甚太  
夫、小舟ニテ忍寄見合候所、人数少ク乗  
ラハ、乗取ヘキ様子故早々  
至鎮公へ御呷申上被達 上聞上御押  
掛、急々、御乗取被成候由、

(七丁目裏)

一 宝曆四戌年閏二月二十八日、山内織右衛  
門、家来源蔵并下女、双死之体ニ而、疵付候  
迄ニ而、存命ニ付、請人方へ相渡候一件、  
但、内談御用人衆、御留守居へ、申談候上  
ニ而、御当職へ申上口

附、内外之医師共見せ候迄、然共療治可仕筋二も、無之事と相聞へ申候

口上ノ覚 豎紙面

私家来源蔵并下女瀧と申者、今朝、双死之体

(八丁目表)

二而、相互ニ疵付、乍然、未存命二而、罷在候、渡り者之儀ニ御坐候間 公辺御届等も入申

義ニ而も、可有御坐哉、先取不交、右之段申上候、此段、賀島上総殿迄、可然被仰上可被下候、頼存候、以上

月日 山内・・・

使當

相濟口、御留守居へ御尋之上、被仰付候ハ、請人へ、早々相渡候様ニ、被仰付候也、

(八丁目裏)

但、其前請人等呼寄せ置、引取證文・道具共、請取候而、書入させ遣候、

尤、手負共ニ療治加へ不申、扣置候、  
一 請人共方も 公辺へ訴申候由

万端、相濟候後、御当職へ申上候心を以、御用人衆へ申上候、御留守居へも申遣候、

御城ニ而御留守居役御座敷へ罷通

節届所之事、

一張番へ断申候、御玄関脇に御徒目付番所

(九丁目表)

有之、此所ニ而断、御玄関へ上り申候旨、御徒土方、張番とて三人つ、罷居候処ニ而、

断罷通候、御出仕日ニハ、御徒士頭・御目付衆、御玄関上り候、御座敷居除ニ居られ候、不案内之者、御徒士頭・御目付衆へ差付断

申者有之、御徒士目付・組頭へ断候が能候、大手方入候節ハ、下乗百人番処ニ而、誰

家来と相断、扶箱ならハ内方出候節ハ、蓋を明ケ出し、いつくにても 上ノ御名斗答へ通ル、

(九丁目裏)

一 蕪鉄之間ニ、何れも留守居罷在候所、蕪鉄之間ニ、不被召置候、御新法ニ而候哉、

御新法ニ而無之、留守居役之者、用事相仕廻候ハバ、蕪鉄之間、其外ニ居不申候様被、仰付候、併主人・老人・幼少之方ハ、断次第召置可申候事、

御城内、参間鋪処へ参り、咎ニ  
逢候節之事、

一 右之節ハ、幾度も不案内ニ而参候由、立入

(一〇丁目表)

断候か能候、万一、左様成節申分仕候へハ、  
悪布候、本<sup>ら</sup>不案内ニ而、参間敷事ニ候へ  
ハ、申分仕候へハ、科重ク成申候、

△但、不案内と申候ハ、悪敷由、謂ハ素<sup>ら</sup>、

不案内ニ而、参間敷処へ参候へハ、心

得違と申候方宜敷由、是ハ本紙ニ無

之自分ニ承候事、

御玄関前内下馬ニ而家来急病  
之節之事、

(一〇丁目裏)

一 供之者急病之節、御玄関脇御徒士目付衆  
へ相断下馬述出し可申事、御城内ニ而相  
果候旨御届申候へハ、死人大手<sup>ら</sup>出し不  
申、御大法ニ而御老中迄御耳、平川口<sup>ら</sup>出  
し申候、御大法ニ而六ヶ敷事故、病氣大切  
と申済申候上ハ、縦相果候而も生氣有之  
由申候而、乗物ニ而出申候か能候、下馬<sup>ら</sup>  
ても右同断、

駕 大手御番所有之御目付衆<sup>ら</sup>御差

図之上拝借も被仰付候事ニや、

(一一丁目表)

御玄関前下馬ニて家来気違  
又喧嘩之節之事、

一 是又御目付衆へ相届候事、御目付衆差図

有之事済候、以後御用番・御老中・若年寄衆  
へ御届可然事、

但、供先ニ而致喧嘩、相果候節ハ、供之内

一人残置、主人ハ構不申候而罷通候、

尤、町屋ニ候へハ、町奉行へ小路ニ候へ

ハ、御目付へ届申候事、

(一一丁目裏)

一 家来屋敷内ニ而致喧嘩、門外へ罷出相果  
候共、屋敷外之儀ニ候へハ、自分として死  
骸引取候事不罷成候、御目付衆へ相届、御  
差図次第、死骸引取申候、御差図迄ハ、其俣  
差置事、惣而屋鋪外ニ而喧嘩仕候共、此方  
<sup>ら</sup>かまい申事難成事、其処<sup>ら</sup>御目付又ハ  
町奉行処へ相届御指図有之迄ハ、構不申  
候事、

町人屋敷内ニ而頓死之節之事、

(一二丁目表)

一 早速町奉行処へ先申遣候、兎角両町奉行  
へ相届申候事、町奉行衆へ口上何町之何  
と申者、此方屋敷へ参頓死仕候、如何可仕  
哉、不案内之儀候間、可然様頼入候旨

町奉行<sup>ら</sup>返答

仰被下候通承届候、御屋敷内之儀候間、此方御指図難成候、御目付衆へ可被仰達候由、如此定候、右町奉行へ遣候使者、直二御目付へ遣候方能候、

御目付衆へ口上

(一二丁目裏)

何町何と申者、此方屋敷二而頓死仕候、町奉行へ相届候へハ、御目付衆へ御届可申旨二付、御届申候、右之通候へハ、御目付衆被参候か、又ハ、差図にて埒明申候、

町屋之者屋敷内二而致怪我

相果候節之事

一 如此之節ハ先方へ申遣、死骸引取申候様、致才覚、町屋へ引取候而、相果候様二仕候

(一三丁目表)

方能候、屋敷内二而果候へハ、御目付衆へ相届御目付衆方御城御当番・御目付へ相届、御城方御徒目付、見分ニ参致口上、甚若不穿鑿二候へハ、猶又見分ニ被参、其上モ御目付衆方、若年寄へ御届別無条儀二候へハ、町屋之者ニ付、若年寄方町奉行へ被仰付、町奉行方其

処之名主へ被仰付、死骸引取事済申候、屋敷内二而果候へハ、如斯やかましく候、縦屋敷内二而果候共、死骸町へ引取候上二

(一三丁目裏)

而果候分ニ仕か能候、此前去ル方ニ而、日用之者怪我ニ而果候節、如期斯<sup>マ</sup>ニ仕か能候、一家来之者町家ニ而喧嘩之節付届之儀、右之節ハ早々町奉行処へ相届候か能候、口上何町ニ而家来之者喧嘩仕候、理非ハ不存候へ共承候間、先御届候、いか様共御大法次第ニ可被仰付旨、右喧嘩之場へ様子聞せに遣し可申候、請取可申なと、申事、悪敷候、喧嘩仕候者、町奉行へ参候節、此方方輕き者ニ而モ付候事、以之外悪敷候、

(一四丁目表)

将又、此方之者たとへ五、六人ニ而モ町屋ニ而喧嘩仕候而、相手モ大勢ニ而候へハ其場へ両町奉行被出候而様子、被聞届而、御城又ハ御老中へ罷出候而、埒明申候、一浅草・目黒・品川、其外寺社門前ニ而喧嘩之節付届之事、右之場処ニ而、此方之者喧嘩口論仕出し候節ハ、町奉行懸り之外ニも相届申候事能候、左候ハ、町奉行処方差図有之由、一門前に而他所之者喧嘩之節之事 他所

(一四丁目裏)

人喧嘩之節ハ相手留置、御目付衆へ相届、  
差図次第二仕候、果候死骸、其場少と退ケ  
不申候か能候、御届様有増ニ申上候か能  
候、委細(曲)ニ御届申、御穿鑿之時分違候而ハ  
此方不念ニ成候趣也、

一門前倒者有之節ハ、御目付衆へ相届、差図  
次第二仕候事、町並之屋敷ニ而候へハ、月  
番之町奉行へ届候か能候、

一此方之者他所ニ而喧嘩之節之事 其所  
ハ御目付町奉行へ届候もの也、慥ニ此方

(一五丁目表)

之者と相知候へバ、此方ハ御届入候事、  
一家来誤リ先ニ而とらへられ居候節之事、  
此時之所へ家来遣、様子承ハ悪敷候、何と  
なく様子見斗ニ而不苦候事、  
一使者之者、馬取放し、御城中杯へ懸込候節  
之事、有之節ハ其処之御門番門を主馬を  
留申事ニ候、其節使者其処へ參、番頭ハ斷  
申、右之様子御門番御主人へと御届有之  
様子ニ候へハ、此方方も御主人へ御届届  
御坐候事、

(一五丁目裏)

一使者馬欠出し兎共に怪我、又ハ、踏殺候節  
之事、右之節ハ家来差留可申候、其節主人

立掃リ子共之親類へ申談候而、内證ニ而  
事済候様才覚可致候、其儀不相叶候ハバ、  
其節之様子見及候者之證人を取、其処よ  
り屋舗へ申越、屋敷方之差図次第二、直ニ  
町奉行へ罷出、其之様子可申述候、怪我仕候  
兎共相果候ハバ、下死人可罷出と思ひ切  
たる申分可有之候、主人方之付届ニハ、彼  
者馬不達者ニ付口付之者へ口を不放候

(一六丁目表)

様ニ、馬役之者申付候所、馬捕不念ニ而ケ  
様成怪我御坐候、其使者不調法ニ而無御  
坐候、馬取不調法ニ而御坐候旨可申越候、  
然ル時ハ其使者ニ、科無之儀ニも罷罷成  
候事、

一屋舗者町屋ニ而虚事之節ハ、町奉行衆支  
配御坐候、町人屋敷内ニて虚事之節ハ、御  
目付衆支配ニ御坐候、

一六ヶ敷出入御坐候処之事、町奉行支配  
ニても、御目付衆ニても若年寄支配故、若

(一六丁目裏)

年寄へ伺有之事、依之月番・若年寄へ届入  
申事輕キ事ニハ不及候、

侍御穿鑿ニ付、御奉行処へ出候節之事、

一侍ハ乗物ニ乗奉行処白洲迄遣、尤刀脇指  
箱ニ入、乗物跡へ為持遣、此時騎馬兩人中

小性五、六人ニ而宜候、足輕二十人内十人  
棒持せ、残十人手明小役人ハ、其家ノ用法  
次第附添参り候、騎馬中小姓奉行処へ差  
出候節ハ、大小指不申候而罷出候事、

(一七丁目表)

下々科有之奉行処へ相渡候節之事、  
一科人へ繩をかけ候事無用、放囚人ニ致候  
而宜候、此節も騎馬兩人足輕二十人前後  
之通科人之前後ニ立、

犬鳩踏殺候節之事

一右之節見答メ候ハ、主退キ不申、其所ニ  
可罷在候、町屋ニ而候へバ、町奉行方其上  
ニ而差図可有之由、小路ニ而候へバ、差圖

(一七丁目裏)

次第相待罷在候へハ、答メ候上ハ不構通  
り候而宜候、

一 松平周防守殿、和田倉之内ニ而、歩行之者  
か御家人衆へ障リ被轉候、右御家人槍を  
取、周防守殿へ可懸御目旨ニ付、周防守殿、  
簾番之者様々申断候へ共、承引無之ニ付、  
然ハ文ニ御扣可被下候、周防守へ可申聞  
旨ニて、周防守殿駕籠方被下家来儀ハ何  
分とも可申付候ニて、御返可有之旨之御

(一八丁目表)

挨拶ニ而事済、件之御家人衆も周防守殿  
へ即刻被参、先刻ハ於途中御逢被下御町  
嚙之御挨拶、私之分も相立、忝奉存候、右御  
礼伺ひ仕候旨、被申置候由、

一 木村下総守殿供先ニ而、供人御家人衆へ

中り、其俣通過候ニ付、御家人槍を持抜き  
など追懸候、供頭乱心と心得候哉、参しく  
と供ヲ急せ候へ共、御家人も田村殿屋舖  
迄参り、門打せ候へ共、合羽籠ニ紛入、玄關  
ニ向、案内申せ共、答人もなく候内、坊主一

(一八丁目裏)

人出候ニ付、硯貸り、槍持ニ申付、御家人之  
頭へ断候旨、始終取扱悪布候ニ付、田村殿  
甚御不首尾ニ相成候由、

右ハ廣岡五右衛門留書ノ写也、

(四国大学文学部日本文学科日本文化史・博物館学研究室)